

## 旭川市まちづくり基本条例評価検証結果報告書（概要）

### 1 評価検証の目的

旭川市まちづくり基本条例（平成26年旭川市条例第3号。以下「まちづくり基本条例」という。）は、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを更に進めるとともに、魅力と活力に満ちたまちを実現することを目的として制定した条例であり、平成26年4月1日から施行されている。

まちづくり基本条例第21条において、市は、「この条例を踏まえたまちづくりの推進状況」について評価検証し、その結果を公表するとしており、また、附則第2項において、市は、社会情勢の変化等を踏まえ、施行後、5年以内に点検を行うこととされている。

本件評価検証は、まちづくり基本条例第21条の規定に基づき、実施するものであり、この結果を附則第2項の点検に反映させることを目的とする。

### 2 評価検証の方法

「まちづくりの推進状況」に関連する「第4章 市民主体のまちづくり」、 「第5章 地域主体のまちづくり」、 「第6章 健全な市政運営によるまちづくり」及び「第7章 広域連携によるまちづくり」の各条文において、条例施行後の取組や今後の方向性、考え方について検証し、各条文の運用の状況について整理した。

### 3 条例の運用の状況について

| 条文           | 主な取組   | 成果と課題<br>(○:成果, ●:課題)   | 今後の方向性・考え方   |
|--------------|--|---|--|
| 第9条<br>市民活動  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動に関する理解の促進, 人材の育成</li> <li>・市民活動交流センターにおける市民活動団体への交流支援</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○NPO法人数の増加</li> <li>○市民活動交流センターへの登録団体数の増加</li> <li>●まちづくりに関心がある市民の割合の低下</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動に関する更なる情報発信, 市民への周知</li> <li>・市民活動への理解の浸透, 参加意識の向上</li> <li>・市民活動交流センターを中心とした相談機会の確保, 情報の発信</li> </ul> |
| 第10条<br>市民参加 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加推進条例に基づく市民参加の実施</li> <li>・市長への手紙, 市民アンケート調査, まちづくり対話集会の実施などによる市民参加の推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○まちづくり対話集会の開催数と参加者の増, 市政モニター制度の実施による市民参加の機会の充実</li> <li>●若年層の市民参加が少ない傾向にある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種市民参加の推進, 市民意思の市政への反映</li> <li>・SNSの活用などによる若年層が参加しやすい手法等の充実</li> </ul>                                    |

|                     |  |   |  |
|---------------------|--|---|--|
| 第11条<br>協働          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民との企画提案による協働のまちづくり事業の実施</li> <li>・民間企業との包括連携協定等の締結</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民，民間企業等との協働の取組の広がり</li> <li>○市民との企画提案による協働のまちづくり事業の実施による協働を担う人材の発掘，育成</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働の機会の創出，理解の促進など各種協働の取組の推進</li> <li>・協働の取組を通じた市民等の自主性や自立性の尊重，行政への理解の浸透</li> </ul>                    |
| 第12条<br>情報公開及び情報提供  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開条例に基づく情報公開の実施</li> <li>・広報誌，ホームページ等を活用した情報提供の推進</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市が保有する各種情報のオープンデータ化など，情報公開と情報提供との一体的な推進</li> <li>○フェイスブック，ツイッターなど，SNS等の活用による情報提供手段の多様化</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開の推進</li> <li>・オープンデータ化の内容の充実など情報提供の充実を推進</li> <li>・SNS等の機能や地域情報紙等の媒体を活用した情報発信，情報提供の充実</li> </ul> |
| 第13条<br>個人情報保護      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護条例に基づく個人情報の適切な取扱いの実施</li> <li>・マイナンバー精度に関する個人情報保護の実施</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○法や条例等に基づく個人情報の適切な取扱いの実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法や条例等に基づく個人情報の適切な取扱いの継続</li> </ul>   |
| 第14条<br>地域主体のまちづくり  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちづくり推進協議会，町内会，市民委員会等への活動支援</li> <li>・地域の活動，交流拠点となる施設の設置，運営</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○まちづくり推進協議会の事業や参加人数の増による地域活動の充実</li> <li>○東部まちづくりセンター，末広地域活動センターの開設などによる環境の整備</li> <li>●町内会加入率の低下</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会の加入促進など地域活動の促進への支援</li> <li>・公共施設等総合管理計画を踏まえ，既存施設の利活用なども図りながら，地域の活動や交流の場を確保</li> </ul>            |
| 第15条<br>行政手続        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続条例に基づく行政手続に関する取組の実施</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○許認可の審査基準及び不利益処分の全庁的な点検など，公正の確保と透明性の向上</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法や条例に基づく行政手続に関する取組の継続</li> </ul>   |
| 第16条<br>公正な職務の執行の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公正な職務の執行の確保等に関する条例に基づく法令遵守，公正な職務の執行の確保に関する取組の実施</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○コンプライアンスマネージャーの任用などによる不当要求行為等に対する体制の強化</li> <li>○公務員の責務や行動規範の職員への周知のなど，法令遵守の推進，市政における公正な職務の執行の確保</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公正な職務の執行の確保等に関する条例に基づく法令遵守，公正な職務の執行の確保に関する取組の継続</li> </ul>   |
| 第17条<br>計画的な市政運営    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画の策定，進行管理</li> <li>・財政の運営化に向けた取組の実施</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○第8次総合計画の策定，同計画に基づく総合的かつ計画的な市政運営</li> <li>○行財政改革推進プログラムに基づき，行財政改革を集中的に実施</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8次総合計画の評価検証，基本計画の見直しに向けた取組の実施</li> <li>・行財政改革の取組を推進</li> </ul>                                      |

|                              |   |   |   |
|------------------------------|---|---|---|
| 第18条<br>行政改革<br>等            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行財政改革推進プログラムの策定</li> <li>・行政評価の実施</li> <li>・機構改革や組織の見直しの実施</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○行財政改革推進プログラムに基づく取組実施数の増</li> <li>○行政評価の結果を各事業や取組に反映</li> <li>○部の新設など、市民にとって分かりやすく機能的な組織の編成に向けた取組の実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行財政改革推進プログラムの見直しを検討</li> <li>・行政評価の継続</li> <li>・市民にとって分かりやすく機能的な組織の編成に向けた取組の継続</li> </ul>                         |
| 第19条<br>危機管理                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害、事故等の危機の発生時に対応できる体制の整備</li> <li>・危機の発生時における市民等、関係機関、国や他の地方公共団体との連携</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災安全部の新設</li> <li>○自然災害に対応するための各種計画の策定、改訂の実施</li> <li>○防災に関する協定数の増加などによる民間企業、国、道などとの連携の強化</li> <li>○自主防災組織率の向上</li> <li>●避難場所、避難所の認知度が低い傾向にある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道胆振東部地震など、これまでの災害等への対応に係る検証の実施、その結果を反映した体制の充実、強化</li> <li>・避難場所、避難所の認知度の向上など、危機に対する安全確保に関する意識の市民への浸透</li> </ul> |
| 第20条<br>広域連携<br>によるま<br>ちづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上川中部定住自立圏連携事業の実施など広域行政の推進</li> <li>・姉妹都市、友好都市との交流など国内外の都市との交流の推進</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○東京サテライトオフィスの設置、消防の広域化、(一社)大雪カムイミントラDMOの設立など道北の拠点としての機能の充実</li> <li>○南さつま市と国内の都市として初めて姉妹都市提携を締結するなど、国内外の都市との友好的な交流の実施</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・北北海道の更なる活性化に向けて拠点性を発揮</li> <li>・国や道との効果的な連携の実施</li> <li>・国内外の都市との交流の推進</li> </ul>                                 |

#### 4 まちづくり基本条例に関連が深い附属機関からの意見について

まちづくり基本条例の評価検証に当たっては、まちづくり基本条例の内容に関連が深い次の附属機関から、各条文についての意見を得た。

| 附属機関の名称     | 関係する条文                  | 会議開催日   |
|-------------|-------------------------|---|
| 旭川市総合計画審議会  | 条例全般                    | ①平成30年9月21日(金)<br>②平成30年11月5日(月)<br>③平成30年11月28日(水) |
| 旭川市市民協働推進会議 | 第9条 (市民活動)<br>第11条 (協働) | 平成30年10月30日(火)                                      |
| 旭川市市民参加推進会議 | 第10条 (市民参加)             | 平成30年10月22日(月)                                      |

## 5 評価検証の結果

「3 条例の運用の状況について」のとおり、まちづくり基本条例第21条の「まちづくりの推進状況」に関連する各条文については、いずれも適正に運用されており、市民等と市において、各条文の趣旨に基づく取組を着実に推進していることが確認された。

また、「4 まちづくり基本条例に関連が深い附属機関からの意見について」のとおり、旭川市総合計画審議会、旭川市市民協働推進会議及び旭川市市民参加推進会議から、各条文の趣旨に基づく取組の推進に当たり検討が必要な視点や課題の解決に向けた手法など、様々な意見を得られたところである。

今後についても、各条文における【条文の視点での成果と課題】及び【今後の方向性・考え方】並びに各附属機関から得られた意見を踏まえ、各条文の趣旨に基づく取組を継続、発展させていくこととする。